

「生活環境の調整」

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所では、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

刑の一部執行猶予制度の導入に伴う更生保護法の一部改正により、平成28年6月1日から、保護観察所が行う生活環境の調整について、地方更生保護委員会が指導・助言・連絡調整を行うこと、受刑者に対する調査を行うことが可能となり、調整機能の充実化が図られた。また、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から執行猶予中の保護観察へ円滑に移行できるよう、地方更生保護委員会が、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し(**住居審理**)、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができるようになった。平成30年に住居特定審理を経て住居が特定された者は169人(前年比79人増)であった(保護統計年報による。)

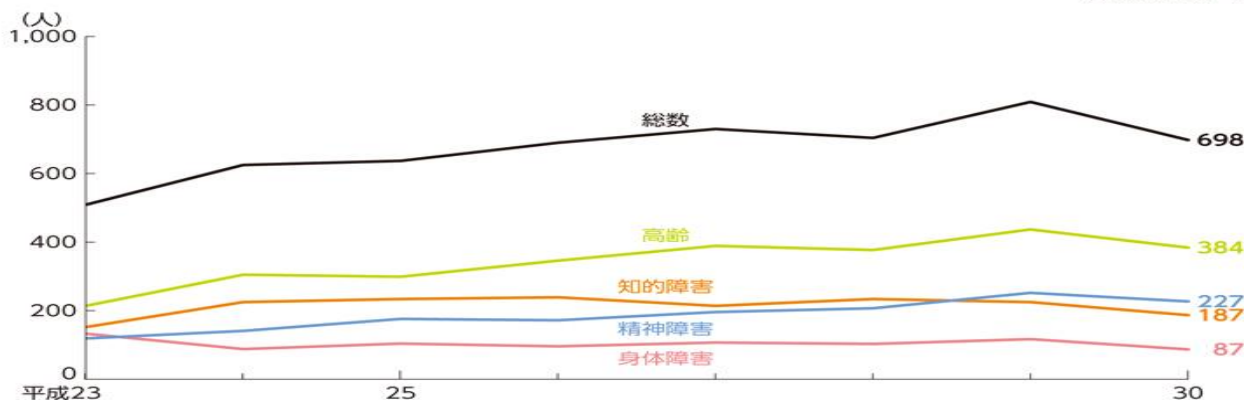
～中略～

平成21年4月から、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**を実施している。

具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**(厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置)に依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員(少年を含む。)の推移(統計の存在する平成23年以降)は、**3-1-5-4図**のとおりである。特別調整の終結人員は、平成24年度から増加傾向にあったが、平成30年度は減少し、698人であった(法務省保護局の資料による。)

3-1-5-4図 特別調整の終結人員の推移

(平成23年度～30年度)



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成23年度以降の数値で作成した。
 3 終結人員は、少年を含む。
 4 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 5 内訳は重複計上による。

「東京都 犯罪お悩みなんでも相談」

令和2年度の東京都地域再犯防止推進モデル事業である「犯罪お悩みなんでも相談」事業について御紹介します。

【東京都犯罪お悩みなんでも相談】

電話番号:03-6907-0511

実施期間:令和2年4月21日(火)~10月31日(土)

受付日・時間:火~土曜日(祝日を除く)午前9時~午後5時

対 象:都内在住で、万引きなどの犯罪行為をしてしまう御本人、その御家族または関係者の方など

内 容:社会福祉士や精神保健福祉士が電話相談を受け付ける。御相談の内容に応じて、適切な支援機関や団体の紹介も行う。



「農福連携等の推進に向けた法務省の取組」

令和2年3月に、農林水産省が中心となり、関係団体及び関係省とともに、国民的運動として農福連携等を応援する「農福連携等応援コンソーシアム」が設立されました。今回は農福連携等の推進に向けた法務省の取組について、同コンソーシアム資料を一部抜粋して御紹介します。

再犯防止に向けた総合対策

平成24年7月犯罪対策閣僚会議

再犯防止推進計画

平成29年12月閣議決定

再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月犯罪対策閣僚会議

ソーシャルファームの開拓

一般就労と福祉の狭間にある犯罪・非行をした者の社会復帰を図る上での課題

⇒まずは、法務省と農業・福祉のギャップを解消していくことが必要

再犯防止(立ち直り)と農業・福祉の連携に向けた取組の概要

- 1 法務省と農業・福祉の皆様との関係づくり
- 2 一般就労と福祉の狭間にある対象者等への取組の充実
- 3 社会において犯罪・非行をした者を受入れた団体等に対する息の長い支援
- 4 共生社会の実現に向けたノウハウと連携した広報啓発活動

農福連携等応援コンソーシアムの概要

国・地方公共団体、関係団体等により、経済界や産業界、要には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を推進していくため、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援するコンソーシアムを推進する。

農福連携等応援コンソーシアムのイメージ



農福連携等の推進に向けた法務省の取組

「再犯防止に向けた総合対策」 平成24年7月犯罪対策閣僚会議

「労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出、提供に主眼を置いてビジネス開発支援企業・団体等(ソーシャル・ファーム)の普及に向けた支援、国の機関の公共調達における雇用機会創出の促進等、新たな就労支援策について検討する。」

「再犯防止推進計画」 平成29年12月閣議決定

一部就労・福祉的支援の取組にある者の就労の確保
「法務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、農林水産省及び経済産業省の協力により、農業者・事業者の指導・助成等により、農業者・事業者の就業機会創出の促進、地域経済の振興に資する取組等、犯罪をした者の雇用機会創出等、ソーシャル・ファームの活用を推進する。」

ソーシャル・ファームの開拓

雇用があるものの福祉サービス等の支援を受けにくい就労・自立可能な利用所出所者等の新たな就労先として、その就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームを開拓(124団体、3953団体に雇用実績 H30.5)

一般就労と福祉の狭間にある犯罪・非行をした者の社会復帰を図る上での課題

福祉的就労・農業分野の就労に関する理解・ノウハウの不足(法務省) ④ 犯罪・非行をした者の受け入れの不安(農・福)

⇒ まずは、法務省と農業・福祉のギャップを解消していくことが必要

再犯防止(立ち直り)と農業・福祉の連携に向けた取組の概要

- 1 法務省と農業・福祉の皆様との関係づくり
 - 農業・福祉関係者等を対象とした施設見学会・意見交換会・セミナーの実施
 - ノウファーム関係団体等が主催する研修会・見学会等への参加
 - ソーシャル・ファームとの関係づくり ⇒ 雇用促進連絡協議会による情報連携
- 2 一般就労と福祉の狭間にある対象者等への取組の充実
 - 作業能力や職業適性等の的確な把握、それに応じた就労作業・職業訓練・就労支援の充実
 - 少年院の無地を活用した地域住民・農福関係団体と連携した教育活動の検討
 - 在院者の外泊、院外委嘱指導の枠組等を利用したインターンシップの導入
 - 沼田町就業支援センターの取組充実
少年院退院者等の社会復帰支援、農林水産省が支援する「沼田町就業支援推進事業」に農福連携を委託。
 - 茨城就業支援センターの取組充実
厚生労働省と連携し、刑務所出所者等に農業訓練を行いながら、自立に向けた支援を実施。
- 3 社会において犯罪・非行をした者を受入れた団体等に対する息の長い支援
 - 法務少年支援センターの地域援助や少年院による受け入れ団体等からの相談対応
 - 更生保護就労支援事業所による、犯罪・非行をした者・受け入れ団体への継続的な寄り添い型支援
- 4 共生社会の実現に向けたノウハウと連携した広報啓発活動
 - 社会を明るくする運動・矯正展とノウハウイベントの連携など